

●平成26年度 就学援助実施状況

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法										
				ア. 教育委員会のホームページに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度記載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を書面で周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他	ウェブサイトのURL	
該当団体数				41	13	10	3	27	28	26	0	0	6	12
青森県	青森市	教育委員会事務局学務課	017-761-4819	○	○		○	○	○					http://www.city.aomori.aomori.jp/gakumu/kodomo-kyouiku/gakkou-youtien-daigaku/shinsei-tetsuduki/02.html
青森県	弘前市	教育委員会学務健康課	0172-82-1643	○	○		○	○	○					http://www.hi-it.jp/~hirokyou/frame/fshinse/fojo.html
青森県	八戸市	教育委員会 学校教育課	0178-43-9457	○			○	○	○					
青森県	黒石市	教育委員会学校教育課	0172-52-2111		○		○	○	○					
青森県	五所川原市	教育委員会 教育総務課	0173-35-2111(内線3309)	○				○	○			○		http://www.city.goshogawara.lg.jp/21_kyoiku/school.html#7
青森県	十和田市	教育総務課	0176-72-2305	○	○		○	○	○					http://www.city.towada.lg.jp/docs/2011121200710/
青森県	三沢市	教育委員会事務局学務課学務係	0176-53-5111 内線233				○	○	○					
青森県	むつ市	むつ市教育委員会総務課学務グループ	0175-22-1111(3115)	○	○		○	○						www.city.mutsu.lg.jp
青森県	つがる市	教育委員会教育総務課	0173-49-1193						○					
青森県	平川市	平川市教育委員会 学校教育課	0172-44-1111(内線283)	○			○	○	○					http://www.city.hirakawa.lg.jp/docs/2010101300044/
青森県	平内町	学校教育課	017-755-2565	○			○	○	○					http://www.town.hiranai.aomori.jp/index.cfm/8.144.34.html
青森県	今別町	教育課	0174-35-2157				○	○						
青森県	蓮田村	蓮田村教育委員会 教育課	0174-31-3111				○	○						
青森県	外ヶ浜町	学務課	0174-31-1235						○			○		
青森県	鯉ヶ沢町	教育課	0173-72-2111				○	○						
青森県	深浦町	教育課	0173-74-4419					○	○					
青森県	西目屋村	教育課	0172-85-2858		○	○		○						
青森県	藤崎町	教育委員会学務課	0172-69-5010	○	○		○	○						www.town.fujisaki.lg.jp/
青森県	大鰐町	学務生涯学習課	0172-48-3201			○	○	○	○					
青森県	田舎館村	教育委員会 教育課	0172-58-2363									○		
青森県	坂柳町	教育委員会	0172-73-2111		○		○	○						
青森県	鶴田町	教育委員会	0173-22-2111		○							○		

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法												
				ア. 教育委員会のホームページに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度掲載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を周知	キ. 教職向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他	ウェブサイトURL			
青森県	中泊町	教育委員会教育課	0173-69-1112	○			○	○	○							http://www.town.nakadomari.lg.jp/index.cfm/12.195.33.html
青森県	野辺地町	教育委員会 学校教育課	0175-64-2111										○			
青森県	七戸町	教育委員会 学務課	0176-62-9701				○	○	○							
青森県	六戸町	教育課	0176-55-4587		○		○	○	○							
青森県	横浜町	横浜町教育委員会 教育課	0175-78-6622				○	○								
青森県	東北町	学務課	0176-56-3111(内線712)	○						○						http://www.town.tohoku.lg.jp/kura_gui/kosodate/kosodate_school_05.html
青森県	六ヶ所村	教育委員会 学務課	0175-72-2111	○			○									http://www.rokkasho.jp/
青森県	おいらせ町	教育委員会 学務課	0178-56-4258							○						
青森県	大間町	大間町教育委員会教育課	0175-37-2103							○						
青森県	東通村	教育委員会 教育総務課 教育総務グループ	0175-27-2111							○						
青森県	風間浦村	教育委員会教育課	0175-35-2210			○	○	○	○							
青森県	佐井村	教育委員会	0175-38-4506						○	○						
青森県	三戸町	教育委員会事務局	0179-20-1157				○	○	○							
青森県	五戸町	教育課	0178-62-2111				○	○								
青森県	田子町	教育課	0179-20-7072							○						
青森県	南部町	教育委員会学務課	0179-34-2587				○	○								
青森県	階上町	教育課学校教育グループ	0178-88-2495	○			○	○	○							http://www.town.hashikami.lg.jp
青森県	新郷村	教育委員会総務課	0178-78-2111				○						○			
青森県	八戸市階上町田代小学校中学校組合	教育委員会 学務課	0178-43-2111 内線553				○		○							

①都道府県	②市町村名	2.平成26年度 準要保護の認定基準について																	ソ又はタの基準(生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの)を使用している場合の、生活保護の基準額に掛ける倍率および目安額			テ(その他)の場合の内容		平成25年度 準要保護・準要保護就学援助率			
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率	基準根拠	目安額				
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	P-T-A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	市区町村民税(所得割)課税限度額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他							課税所得等の分類
		該当団体数	35	36	29	30	27	34	17	16	18	20	25	18	26	16	8	6	0	0	17						
青森県	青森市	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○						1.2	給与収入(税引き前) 前々年度	410		事故・災害・長期入院・失職等の理由による経済的困難	30%未達	
青森県	弘前市	○	○	○	○	○	○					○	○	○													20%未達
青森県	八戸市	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○				○			1.3	課税所得 前々年度	336		※、その他、八戸市教育委員会が特に援助が必要と認める者。 ※キ・ク・クランスについては、その認定基準に該当する者に限る。	20%未達	
青森県	黒石市	○	○	○	○	○	○												○						特別な事情により経済的に困難し就学に支障があると認められる児童生徒	20%未達	
青森県	五所川原市	○	○																								10%未達
青森県	十和田市	○				○								○							1	課税所得 当該年度	265				20%未達
青森県	三沢市	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○						1	課税所得 前年度	156				20%未達
青森県	むつ市		○																	○						保護者が病氣、入院等で就労できないと認められる方、その他市長が特に援助が必要と認める方	15%未達
青森県	つがる市	○				○												○			1.3	課税所得 その他	305				25%未達
青森県	平川市		○																								15%未達
青森県	平内町	○	○	○	○	○	○			○	○			○												生活困難を理由に申請する世帯について、別の生活保護の基準額(特別支援教育就学奨励事業の基準額)に一定の係数を掛けたもの	20%未達
青森県	今別町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				1.5	給与収入(税引き前) 前年度	227		教育委員会が、援助を必要と認める者(生活の中心となる者の長期病氣療養又は不慮の災害等)	35%未達	
青森県	蓬田村	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○				○						教育委員会が経済的に困っているため援助が必要と認めた者	15%未達	
青森県	外ヶ浜町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○					○					教育委員会において援助が必要と認められる者	20%未達	
青森県	鯉ヶ沢町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○						1.3	課税所得 前年度	250				25%未達
青森県	深浦町	○	○	○		○						○	○	○													15%未達
青森県	西目屋村	○	○	○	○	○	○			○	○			○													5%未達
青森県	藤崎町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○												20%未達
青森県	大野町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○					○					保護者の特別な事情により経済的に困難し、就学に支障があると認められる児童等の保護者	20%未達	
青森県	田舎館村	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○												15%未達
青森県	板柳町	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○						1.3	課税所得 その他	280				25%未達
青森県	鶴田町	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○						1.05	課税所得 前年度	246				20%未達

①都道府県	②市町村名	2. 平成26年度 準要保護の認定基準について																ソ又はタの基準(生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの)を使用している場合の生活保護の基準額に掛ける倍率および目安額			テ(その他)の場合の内容	平成25年度準要保護・準要保護就学援助率					
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ			倍率	基準根拠	目安額		
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状況の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状況がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状況が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	市区町村民税(所得割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他						課税所得等の分類	基準額の時期
青森県	中泊町	○	○	○	○	○	○	○	○	○											1.2	課税所得	前年度	250	25%未満		
青森県	野辺地町	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○							○					その他、教育委員会が必要と認める者。	20%未満	
青森県	七戸町		○																	○					生活保護の基準額ではなく、別の基準額(特別支援教育就学奨励費の保護基準額)により認定している。	15%未満	
青森県	六戸町	○																		○					その他、特別の教育的配慮が必要であると認められる者。	15%未満	
青森県	横浜町	○	○	○	○	○	○	○	○					○												20%未満	
青森県	東北町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							15%未満	
青森県	六ヶ所村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						学校長または民生委員が特に必要があると認める者	20%未満
青森県	おいらせ町																			○					1保護者が児童扶養手当による金額支給を受けている者 2世帯構成委員会の総収入額が事務処理要額の2に定められた限度額以内の場合	20%未満	
青森県	大間町		○																							10%未満	
青森県	東通村	○	○	○	○	○	○	○	○																	10%未満	
青森県	風間浦村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							15%未満	
青森県	佐井村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							10%未満	
青森県	三戸町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						世帯の合計所得が平成24年12月末日現在において適用される生活保護基準額の1.05倍未満であること。	20%未満
青森県	五戸町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							15%未満	
青森県	田子町																				1.1	課税所得	当該年度	258	15%未満		
青森県	南部町	○	○																	○	1.1	課税所得	前年度	246	15%未満		
青森県	階上町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						*市町村民税の金額減免・国民年金の掛金の金額減免・児童扶養手当金額支給・国民健康保険料の金額減免または徴収猶予 特別支援教育就学奨励費の保護基準額に一定の係数を掛けた額により、認定・キ・ク・カ・スについては、テの基準に該当する場合に認定	20%未満
青森県	新郷村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							5%未満	
青森県	八戸市階上町田代小学校中学校組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.1	給与収入(税引き前)	前年度	227	5%未満		
青森県		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.3	課税所得	前々年度	322	25%未満		

①都道府県	②市町村名	3. 平成26年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																			
		問A-1 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)					問A-2					問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)				
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア 他の認定基準に該当するかどうかを確認	イ 学校や教育委員会等で家計等の状況を個別判断	ウ 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SW」)の活用	イ SSW以外の外部人材	ウ 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ 福祉担当部局等と連携した取組	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ 子供医療費助成制度	ク 対象者への手厚い支援
	該当団体数	2	0	5	0	1	2	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
青森県	青森市			○																	
青森県	弘前市																				
青森県	八戸市																				
青森県	黒石市																				
青森県	五所川原市																				
青森県	十和田市	○					○			○											
青森県	三沢市					○															
青森県	むつ市																				
青森県	つがる市																				
青森県	平川市																				
青森県	平内町																				
青森県	今別町																				
青森県	蓬田村																				
青森県	外ヶ浜町																				
青森県	鯉ヶ沢町			○																	
青森県	深浦町																				
青森県	西目屋村																				
青森県	藤崎町																				
青森県	大野町																				
青森県	田舎館村																				
青森県	板柳町			○																	
青森県	鰺田町	○					○						○								

①都道府県	②市町村名	3. 平成26年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)																		
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	問A-1 係数を見直したか	問A-2	問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)	問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材	ウ. 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ. 福祉担当部局等と連携した取組	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ. 子供医療費助成制度	ク. 対象者への手厚い支援	ケ. その他	
青森県	中泊町																			
青森県	野辺地町																			
青森県	七戸町																			
青森県	六戸町																			
青森県	横浜町																			
青森県	東北町																			
青森県	六ヶ所村																			
青森県	おいらせ町																			
青森県	大間町																			
青森県	東通村																			
青森県	風間浦村																			
青森県	佐井村																			
青森県	三戸町																			
青森県	五戸町																			
青森県	田子町																			
青森県	南部町																			
青森県	階上町																			
青森県	新郷村																			
青森県	八戸市階上町田代小学校中学校組合						○													
青森県							○													

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)																			問C 補足事項等					
		問B-1 認定基準額を下げたか					問B-2		問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)												
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア. 他の認定基準に該当するかを確定	イ. 学校や教育委員会等で状況を個別判断	ウ. 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて基準額を用いて認定	オ. その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材	ウ. 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ. 福祉担当部局等と連携した取組	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ. 子供医療費助成制度		ク. 対象者への手厚い支援	ケ. その他			
	該当団体数	0	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
青森県	青森市																									
青森県	弘前市																									
青森県	八戸市			○																						
青森県	黒石市																									
青森県	五所川原市																									
青森県	十和田市																									
青森県	三沢市																								基準額の時期を変更。	
青森県	むつ市																									
青森県	つがる市			○																						
青森県	平川市																									
青森県	平内町																									
青森県	今別町			○																						
青森県	蓬田村																									
青森県	外ヶ浜町																									
青森県	鯉ヶ沢町																									
青森県	深浦町																									
青森県	西目屋村																									
青森県	藤崎町																									
青森県	大鰐町																									
青森県	田舎館村																									
青森県	板柳町																									
青森県	鶴田町																									全世帯について、平成25年8月以前の基準で認定

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)														問C 補足事項等							
		問B-1 認定基準額を下げたか					問B-2		問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)									
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア 他の認定基準に該当するかを確認	イ 学校や教育委員会等で家計等の状況を個別判断	ウ 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を用いて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ SSW以外の外部人材	ウ 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ 福祉担当部局等と連携した取組	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ 子供医療費助成制度	ク 対象者への手厚い支援	ケ その他	
青森県	中泊町			○																			
青森県	野辺地町																						
青森県	七戸町																						
青森県	六戸町																						
青森県	横浜町																						
青森県	東北町																						
青森県	六ヶ所村																						
青森県	おいらせ町																						
青森県	大間町																						
青森県	東通村																						
青森県	風間浦村																						
青森県	佐井村																						
青森県	三戸町																						
青森県	五戸町																						
青森県	田子町			○																			
青森県	南部町			○																			
青森県	階上町																						
青森県	新郷村																						
青森県	八戸市階上町田代小学校中学校組合																						25年度から所得月額需要額の基準を0.7から1.1に引き上げた。